

(介護予防)訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人厚生会が設置する訪問リハビリテーション事業所(以下「訪問リハ事業所」という)が行う訪問リハビリテーションサービス(以下「訪問リハサービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士・作業療法士等の専門スタッフ(以下「従業者等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者」という)に対し、適正な訪問リハサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 訪問リハ事業所の従業者等は、可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるように、心身機能の維持回復を図るものである。
- 2 訪問リハサービスの実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 訪問リハ事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 医療法人厚生会 奈良厚生会病院
- ② 所在地 奈良県大和郡山市椎木町769-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 理学・作業療法士 基準人員
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 訪問リハ事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日
月曜日から土曜日までとする。(但し年末年始及び日曜祝日は休業とする)
- ② 営業時間
09:00～17:00

(訪問リハサービスの提供方法)

- 第6条 訪問リハサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

- 第7条 サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハサービスを提供する。

- 2 利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

- 第8条 訪問リハサービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 第9条 訪問リハサービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 訪問リハサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 第10条 正当な理由なく訪問リハサービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な訪問リハサービスの提供が困難と認めた場合には他の訪問リハビリテーション事業者の紹介など、必要な措置を講じることとする。
- 第11条 訪問リハサービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、訪問リハビリテーションを提供する。
- （訪問リハサービスの内容）
- 第12条 訪問リハサービスの内容は次の通りとする。
- リハビリテーションおよび介護指導
- 第13条 訪問リハサービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問リハサービス計画に基づき、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるように、心身機能の維持回復を図る。
- 2 訪問リハサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 訪問リハサービスの提供に当たっては、リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 5 サービス提供従事者は写真を貼付した身分証を携行する。
- 第14条 サービス提供従事者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハサービス計画を作成する。

- 2 前項の訪問リハサービス計画は、既にサービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 サービス提供従事者は、第1項の訪問リハサービス計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- 4 サービス提供従事者は、訪問リハサービス計画作成後においても、当該訪問リハサービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問リハサービス計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、訪問リハサービス計画の変更について準用する。
(訪問リハサービスの利用料等)

第15条 訪問リハサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 第17条の通常の訪問リハ事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業所の実施地域を越える地点から1km 増すごとに片道100円の実費を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第16条 訪問リハサービスを提供した際には、当該訪問リハビリテーションの提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者のサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の訪問リハ事業の実施地域は、大和郡山市、安堵町、斑鳩町、川西町、三宅町、河合町の区域とする。
(虐待防止に関する事項)

第18条 訪問リハ事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
(緊急時等における対応方法)

- 第19条 訪問リハ事業所の従業者等は、訪問リハサービスの実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。
(利用者に関する市町村への通知)
- 第20条 利用者が、正当な理由なく訪問リハサービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。
(勤務体制の確保)
- 第21条 利用者に対して、適切な訪問リハサービスを提供できるよう、訪問リハ事業所の従業者等の勤務体制を定める。
- 2 訪問リハ事業所は、全ての訪問リハ従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- (衛生管理等)
- 第22条 訪問リハ事業所の従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 2 訪問リハ事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努め、訪問リハ事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
(掲示)
- 第23条 訪問リハ事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
(秘密保持)
- 第24条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、訪問リハ事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じることとする。
- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
(パワーハラスメント対策)
- 第25条 訪問リハ事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におい

て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第26条 訪問リハ事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第27条 訪問リハ事業所の従業者に対し、利用者に対して事業所による訪問リハサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

- 第28条 提供した訪問リハサービスに対する利用者からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる。

相談窓口 … 奈良厚生会病院内 地域医療相談室

2 その他相談窓口

大和郡山市役所内「介護福祉課」

奈良県国民健康保険団体連合会

- 3 自ら提供した訪問リハサービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。又、市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

- 4 訪問リハサービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第3号に基づき行う調査に協力する。

- 5 自ら提供した訪問リハサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

- 第29条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第30条 訪問リハサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じることとする。

- 2 訪問リハサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第31条 訪問リハサービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第31条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する訪問リハサービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

附則

この規程は平成14年5月1日より施行する。

この規程は平成24年10月1日より施行する。

この規程は平成25年8月1日より施行する。

この規程は平成27年8月1日より施行する。

この規程は令和6年4月1日より施行する。